

真鶴町

第2期 地域福祉計画・

第3期 地域福祉活動計画

真鶴町・真鶴町社会福祉協議会

目次

第2期地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画

基本計画

第1章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について	1
第2章 真鶴町の地域福祉の現状と課題	3
1. 人口分析、介護、障害、困窮など個別状況のことについて	3
2. 前期計画の基本方針別取り組み状況と今後の課題	6
3. 真鶴町地域福祉に関するアンケート調査からわかること	11
第3章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の体系	13
1. 基本理念	13
2. 基本目標	14
3. 計画の体系	15
第4章 計画の推進体制	16
1. 進行管理の体制	16
2. 進行管理の方法	16

町 地域福祉計画

実施計画

基本方針1 安心して暮らすことができる生活支援体制づくり	17
基本方針2 支え合いの地域づくり	19
基本方針3 地域福祉を担う人づくり	21
真鶴町再犯防止推進計画	23

社会福祉協議会 地域福祉活動計画

実施計画

基本方針【1】安心して暮らすことができる生活支援体制づくり	25
基本方針【2】支え合いの地域づくり	27
基本方針【3】地域福祉を担う人づくり	29

資料

1. 第2期真鶴町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	33
2. 計画策定委員名簿	35

第2期地域福祉計画・

第3期地域福祉活動計画

基本計画



第1章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について

1. 計画の趣旨と背景

わが国では、人口減少の加速、少子高齢化の問題が深刻化しています。また、人口構造の変化に伴い、ライフスタイルの多様化や核家族化が進行し、ヤングケラーや高齢者の孤独死、8050問題など、住民同士の助け合いや地域で支え合うといった考えが薄れつつあります。こういった社会的背景により、地域における様々な活動の実施やボランティアの確保が難しくなっています。暮らしやすいまちにするには、行政による福祉サービスだけでなく、事業者や地域が連携し、住民一人ひとりが支え合い、助け合うことが不可欠です。

国は、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の主要団体が地域課題と向き合い、地域をつくっていく地域共生社会を目指しています。

県においても、令和5年に神奈川県地域福祉支援計画[第5期]を策定し、「誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会の実現」を目指して取り組みを推進しています。

本町では、平成29年3月に「みんなで支え合い、分かち合う『まち』」を基本理念とする「真鶴町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、本町に住む誰もが地域の中で孤立せず、いきいきと安心して暮らせる『まち』の実現を目指して、取り組みを進めてきました。このたび、計画期間が終わりを迎えることから、「真鶴町第2期地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画」を策定します。本計画は、本町の地域福祉の現状や課題を踏まえた上で、SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、住民が地域の課題を自分ごとと捉え支え合う体制をつくることを目的として策定します。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

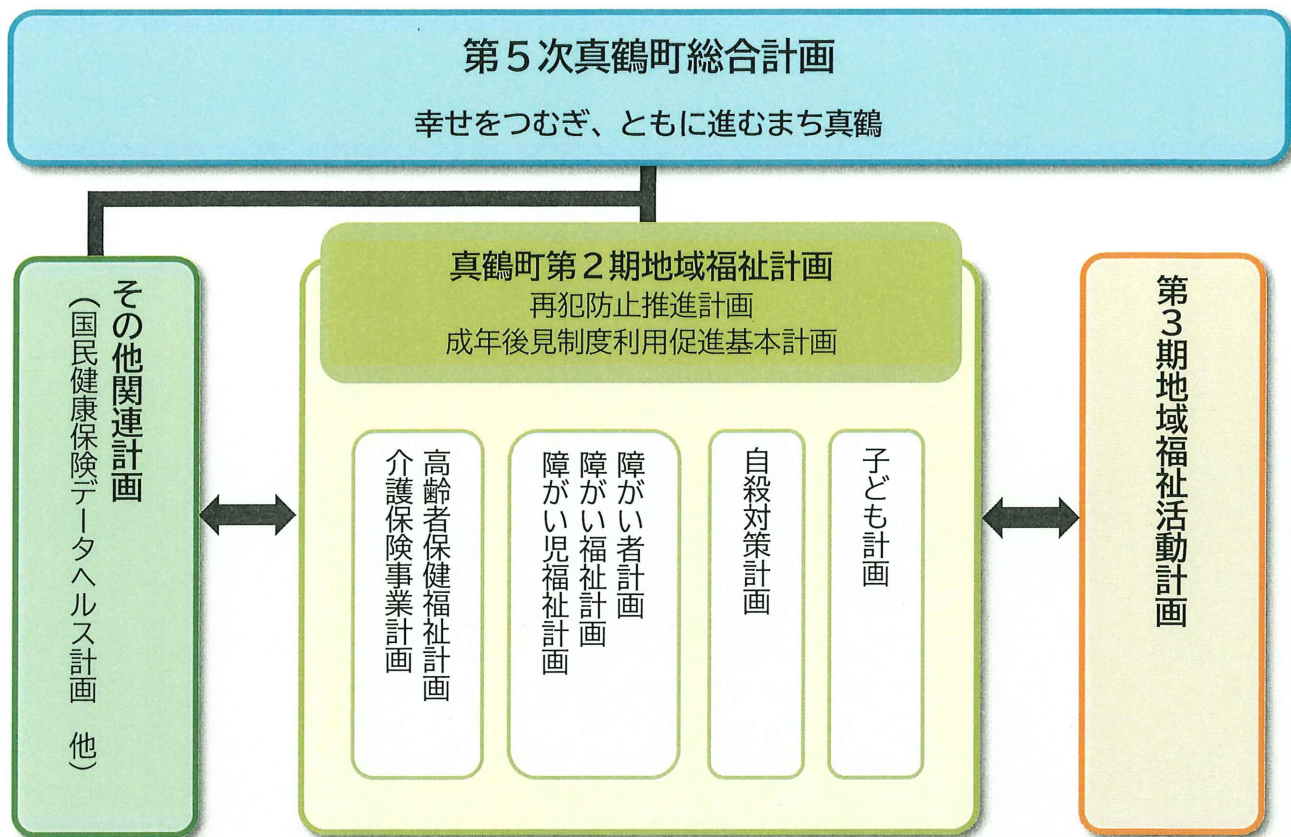
本計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画であり、地域福祉の取り組みを推進し、方向性を示すための福祉分野における総合計画として位置づけられるものです。

本計画では、「成年後見制度利用の促進に関する法律」第14条に規定される「成年後見制度利用促進基本計画」ほか、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」を含みます。

(2) 他計画との関係

本計画は、町の最上位計画である第5次真鶴町総合計画と整合性を図りながら計画を推進します。

地域福祉計画は、保健・福祉分野の分野別計画に共通する基盤となる計画であり、町民や専門職などを交えた総合的な福祉の方策を示し、分野別計画は、分野に特化した施策やサービス目標等を示した計画となります。



(3) 計画期間

本計画の期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、国や県、本町の総合計画、関連計画の動向などに応じて見直しを図ります。

計画名	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
総合計画	令和3年～令和10年					
地域福祉計画 地域福祉活動計画		令和8年～令和12年				
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	令和6年～令和8年					
障がい者計画	令和6年～令和11年					
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	令和6年～令和8年					
子ども計画	令和7年～令和11年					
神奈川県地域福祉支援計画	令和5年～令和8年					

※上記の表における年は全て年度のことを示しています。

第2章 真鶴町の地域福祉の現状と課題

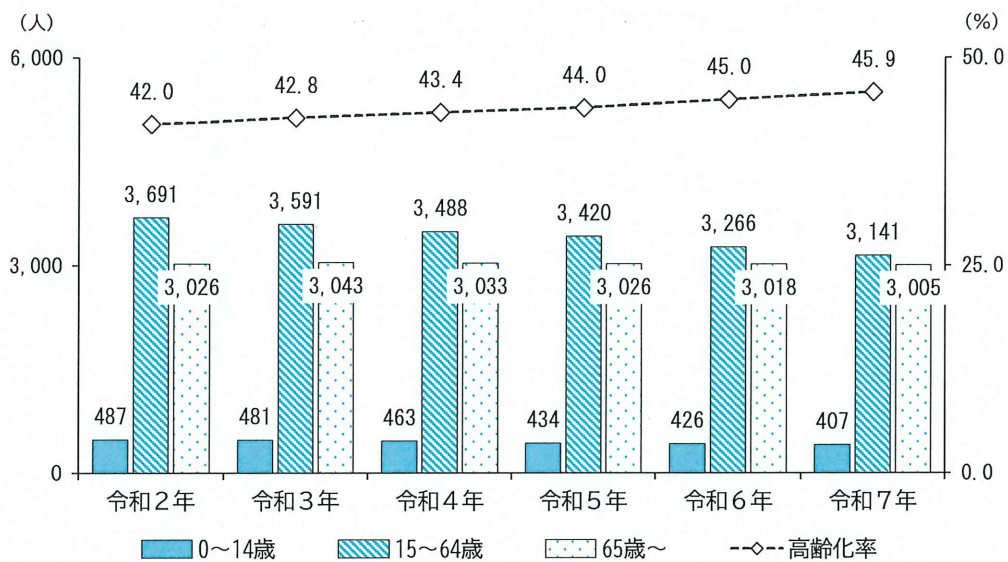
1. 人口分析、介護、障害、困窮など個別状況のことについて

(1) 人口について

本町の人口は年々減少しており、高齢者の人口は令和2年から横ばいになっています。

令和7年には生産年齢人口と高齢者人口がほぼ同じとなり、また高齢化率は上昇傾向にあります。

図表1：真鶴町の人口



出典：住民基本台帳

(各年1月1日時点)

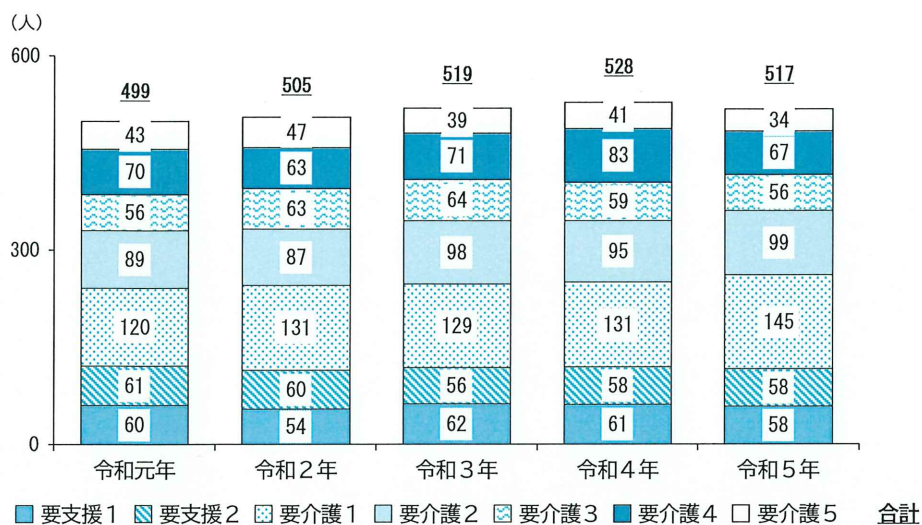
単位：人(高齢化率%)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
0～14歳	487	481	463	434	426	407
15～64歳	3,691	3,591	3,488	3,420	3,266	3,141
65歳～	3,026	3,043	3,033	3,026	3,018	3,005
合計	7,204	7,115	6,984	6,880	6,710	6,553
高齢化率	42.0	42.8	43.4	44.0	45.0	45.9

(2) 要介護認定者数について

要介護認定者数は、増加傾向にありましたが、令和5年に減少しています。
要介護度別にみると要介護1が最も多く、令和5年では145人となっています。

図表2：要介護認定者数の状況

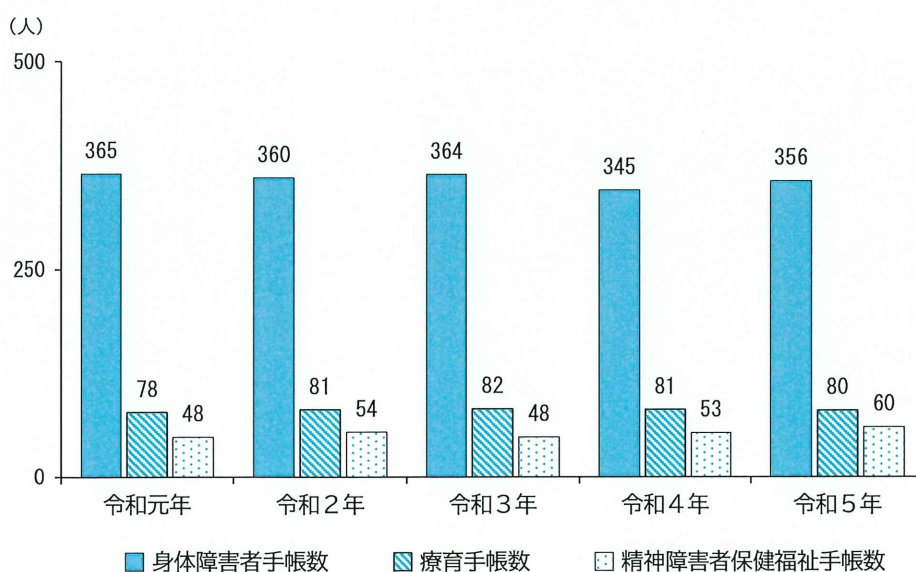


出典：介護保険事業報告書

(3) 障害者手帳の取得状況

障害者手帳の取得状況は、増減はあるものの、ほぼ横ばいとなっています。

図表3：障害者手帳取得状況の推移

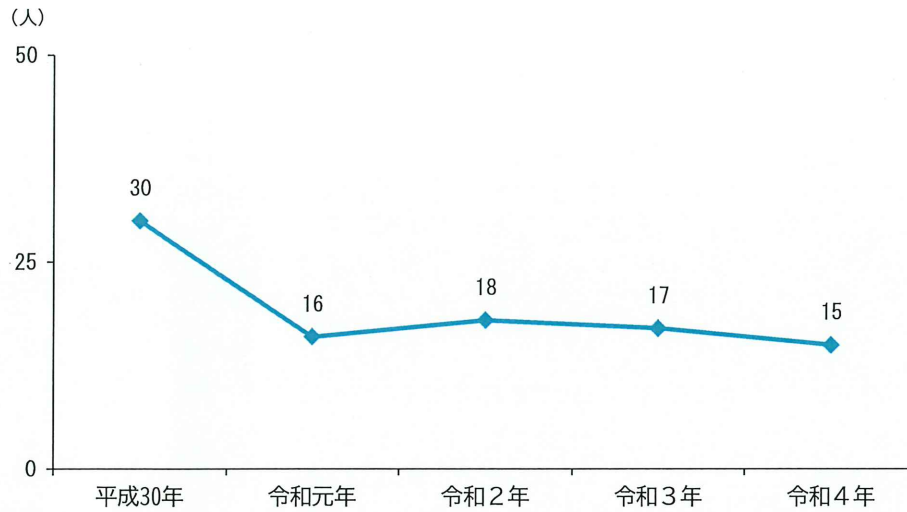


出典：神奈川県福祉統計

(4) 出生の状況

出生数は、令和元年以降ほぼ横ばいとなっています。

図表4：出生数の推移

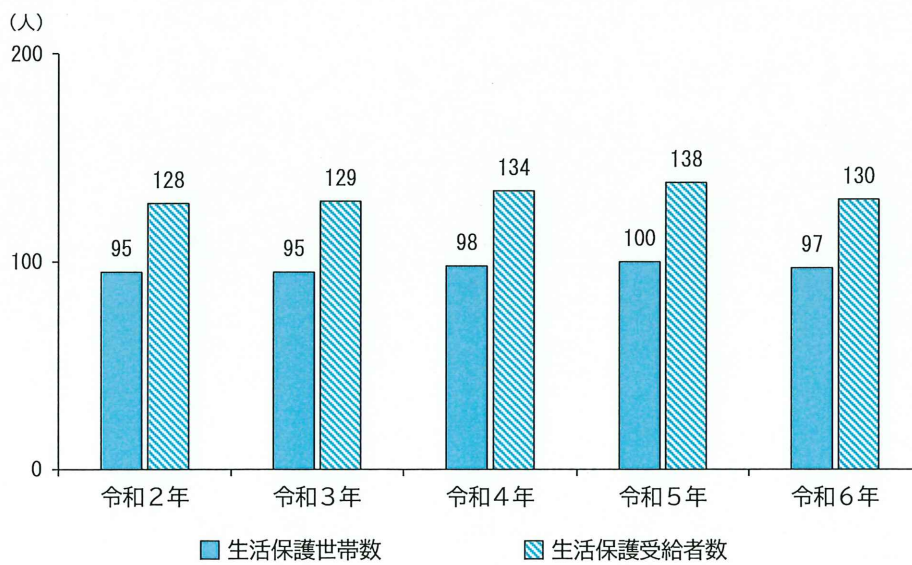


出典：衛生統計年報

(5) 生活保護受給者の状況

生活保護の受給状況は、ほぼ横ばいとなっています。

図表5：生活保護世帯と受給者の状況



出典：真鶴町調べ

2. 前期計画の基本方針別取り組み状況と今後の課題

前期計画の基本方針別に推進してきた取り組みや残された課題について振り返ります。

基本方針Ⅰ 保健

(1) 子どもが元気な町にする

小学校で実施している元気・安全プロジェクト(健やかな体の育成・児童の安全への意識化)を進めてきました。これにより、真鶴町における小学生の一週間の総運動時間の平均時間は平成27年度と比較して上がっています。

その一方で、真鶴町では、学校教育の中で、情報教育の系統性を意識した教育を行っており、家庭での取り組み対しては、家庭へのお知らせや各委員会での取り組みを通して周知に努めています。

〈課題〉

全国体力・運動能力、運動習慣等調査を参考にしつつ、真鶴町に特化した傾向と対策を講じていく必要があります。

また、ICT教育の推進やネット社会について学習への影響、身体的影響、精神的影響、生活への影響など多種多様な観点からメリット、デメリットを分析する必要があります。

(2) がんや循環器疾患を予防する

真鶴町では、がん検診の受診率が低いことから、令和3年度より大腸がん検診の無料クーポン券をがん検診の好発年齢(45歳、50歳、55歳、60歳)の方に配布し、がん検診の受診率の向上に取り組みました。

また、以前は役場内にも喫煙所が設置され、受動喫煙にさらされる環境にありましたが、健康増進法の改正を受け、公共施設の施設内禁煙を徹底するための取り組みを実施しました。

平成29年9月実施の住民健康診査において一日の推定塩分摂取量は国の推奨する目標値より高い値でした。減塩対策として住民健康診査の待ち時間に塩分摂取についての動画上映や野菜350g摂取の周知や減塩クイズによる減塩の周知などに取り組みました。

〈課題〉

がん検診、特定健康診査の受診率向上については新たな対策をとることが十分にできませんでした。そのため、今後は、がん検診受診券の送付や特定健康診査の受診率が向上するよう社会保険加入から国民健康保険加入へ切り替わる方への特定健康診査の周知徹底をするとともに、特定健康診査を受けるメリットについても伝えていく必要があります。

(3) 町民パワーでフレイル(介護が必要な前段階)を先送りする

国や県の介護認定率と比べると真鶴町では、計画値以上にフレイル予防をすすめることができました。地域サロンの場を活用した予防活動については、サロンでの体操の実施など一定の効果を得ることができました。

〈課題〉

町民の要介護リスクや重症化を防ぐ上で介護予防事業が重要となります。

地域によりサロンの参加者の年齢層が異なっていることや参加者がコロナ後に大きく減少したサロンもあることから、今後、参加者を増やしていくためにいくつかのサロンは内容を検討していく必要があります。

基本方針Ⅱ 医療介護

(1) 身近な「かかりつけ」を普及する

真鶴町内の医療機関は2医療機関に限られており、令和6年度より湯河原町内医療機関で休日に受診できる医療体制を整えました。このことにより、小田原市の休日・夜間診療所まで行かなくても身近な医療機関での受診が可能となりました。

〈課題〉

現状では、町外医療機関の受診者が多いことから、さらに町内医療機関がかかりつけ医となるよう町民への普及啓発が必要です。また、町内医療機関にかかりやすい生活環境を整えていく必要があります。

(2) 在宅医療・介護を充実させる

「地域と医療を考える会」は、制度改正等もあり、開催はストップしましたが、診療所が主体となって「町の保健室」を定期的で開催しました。「町の保健室」では、医療職による講話や測定会・相談会などを積極的に行いました。また、町民の意見を伺える地域サロンや多世代交流、対話型のワークショップなどの活動も実施しました。

〈課題〉

医療介護の充実を図るためには、事業の実施又は連携しているサービス事業所などの職員の確保について、財政面を含めた支援等も検討していく必要性があります。

(3) 町内外の医療機関・介護事業所が協力し、医療や介護の質を高める

医療や介護などの多職種が連携し、個別の支援や地域課題について話し合う場である地域ケア会議については、現在、年2回ほど湯河原町との共同で開催している「自立支援型地域ケア会議」のみとなっています。

また、地域連携パスは、法律改正によりなくなりました。

《課題》

小規模自治体が、開催する会議は定例化しマンネリ化していく傾向が見られます。現状を改善していくためには、町内事業所や関係している組織を見直し充実を図ることを目的に、職員の確保や研修を充実することができるような支援策を検討していく必要があります。

基本方針Ⅲ 子育て・生活支援

(1) 全町民を対象とした生活支援サービスを町民と共につくる

子どもの一時預かり事業については、まなづる協力隊「まなサポ」の育児支援サービスとして実施し、一定の効果が得られました。まなづる協力隊「まなサポ」における高齢者の生活支援サービスについても、サービス内容によって異なり、効果のあったサービスもありましたが、コロナ禍により個々の世帯を訪問することができなかつたため、サービスが低下しているものもあります。

《課題》

まなづる協力隊「まなサポ」を立ち上げた当初は、有償ボランティアに参加する方をおおむね確保できていましたが、年数が経過するとともに、ボランティアの高齢化とコロナの影響により確保がむずかしい状況になっています。

子どもの一時預かりの育児支援サービスは、令和4年度に町事業として実施したことにより、「まなサポ」としての事業は休止し、育児支援のボランティアは一部町事業に協力していましたが、町事業を継続して実施していくこととなり、令和6年度末を最後に廃止しました。

「まなサポ」の生活支援サービスのうち、草むしりなどサービスを実施する上で有償ボランティアの確保が難しくなり、廃止したものもあります。

高齢者が就労するシルバー人材センターにおいても、就労する方を確保できない現状です。

基本方針Ⅳ 地域福祉を推進する基盤

(1) 町全体で支え合い・分かち合う「心」を育む

コロナ禍で中止していた社会福祉大会を再開するにあたり、町事業との連携を考えて、町行事である敬老会との共催で、敬老社会福祉大会として開催しました。住民の約半数を占める高齢者に参加していただき、その長寿を祝うとともに、福祉のひろばで実施したゲームコーナーに子どもたちが参加することにより、多くの住民に福祉への関心を持ってもらう機会とすることができました。

社会福祉協議会では、福祉用具業者の協力を得て、小学校での高齢者疑似体験や車いす体験等の福祉体験教室を開催し、児童に福祉への関心を持ってもらう機会を提供しています。

小中学校の協力を得て、福祉作文コンクールを毎年継続的に実施するとともに、優秀作品について敬老社会福祉大会の会場にて表彰し、作品をホームページにて閲覧できるようにしています。

〈課題〉

福祉に関する意識の低さが、福祉関係のアンケートなどの回収率の低下となって現れているようです。

「まなサポ」などの有償ボランティアにおいて、活動する方の意識の中に、有償サービスによる活動への義務感を持つ方もいます。

自治会への加入者の減少とともに、隣近所との関係も薄れ、無関心という方が増加しているようです。

(2) “できること”を通じて支え合いにかかわる「人」の輪(和)を広げる

ボランティア活動に感化する担い手の確保の方策を検討する中で、家庭にいる子育て中のママさんに声をかけています。また、そのボランティア活動中に「まなサポ」の子どもの一時的預かり事業を利用する場合は、利用料を免除するなどの方策を実施するとしていましたが、町が一時的預かり事業を無償で実施しているため、実現しませんでした。しかし、町が実施する一時的預かり事業が有償化されるため、食事サービス等の町事業を支援するボランティア活動については、無償化とする方向で進んでいます。

敬老社会福祉大会には、町内の多くの福祉関係団体や教育委員会、小中学生がボランティアとして、福祉のひろばコーナーに参加協力しています。

赤い羽根募金では、町内福祉団体などによる街頭募金の協力を得ています。また、赤い羽根募金や年末たすけあい募金については、自治会募金の実施や小中学校、町内の商店に募金箱を置いてもらうなど協力を得ています。

〈課題〉

自治会への加入者が減少していることから、地域、隣近所の繋がりが希薄となってきています。また、自治会そのものが解散してしまった地区もあります。

著しい高齢化は、地域で活動するボランティアの高齢化にも拍車をかけています。

(3) 支え合い・分かち合える「地域」の仕組みをつくる

自治会加入者の減少や回覧板などのお知らせによる広報も限られていることから、行事のお知らせは、自治会回覧板のほかに自治会の掲示版への掲出や、新聞折込などを行い、多くの住民に周知できるように工夫しています。

地域サロンの中には、自治会役員の協力を得て運営している所もありますが、自主運営できていない所もあるため、自治会役員とも連携し自主運営できるように検討しています。

生活困窮など福祉に係わる相談については、真鶴町、社会福祉協議会、県保健福祉事務所、県社会福祉協議会、地域包括支援センターなどが連携するために連絡調整会議を隔月で開催しています。

町は、社会福祉協議会へ「生活支援体制整備事業補助金」として、生活支援コーディネーターの人件費補助を行っています。

〈課題〉

著しい高齢化による自治会加入者の減少など、地域コミュニティを形成する組織が失われつつあるとともに、地域福祉団体においても会員の高齢化や減少により団体の存続が難しくなっています。

住民の意識や関心が向けられるのは、近年の異常気象などによる災害や、個人情報に関することであるため、災害時や個人情報などの取扱いに注意する必要があります。

元気な高齢者から支援が必要な高齢者に遷移するという考え方については、前期高齢者が減少する中で、考え方を改め、策を講じる必要があります。



3. 真鶴町地域福祉に関するアンケート調査からわかること

(1) 調査の目的

真鶴町では2016年度に策定した「真鶴町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を軸に、町内の地域福祉の推進に努めてまいりました。

前期計画の評価および本計画の策定のための貴重な資料とするため、真鶴町地域福祉に関するアンケート調査を実施いたしました。

(2) 調査の設計

調査地域	真鶴町
調査対象	町内在住の18歳以上の方
標本数	800
調査方法	郵送発送・郵送回収
調査期間	2025年1月21日（火）～2025年2月7日（金）

(3) 回収状況

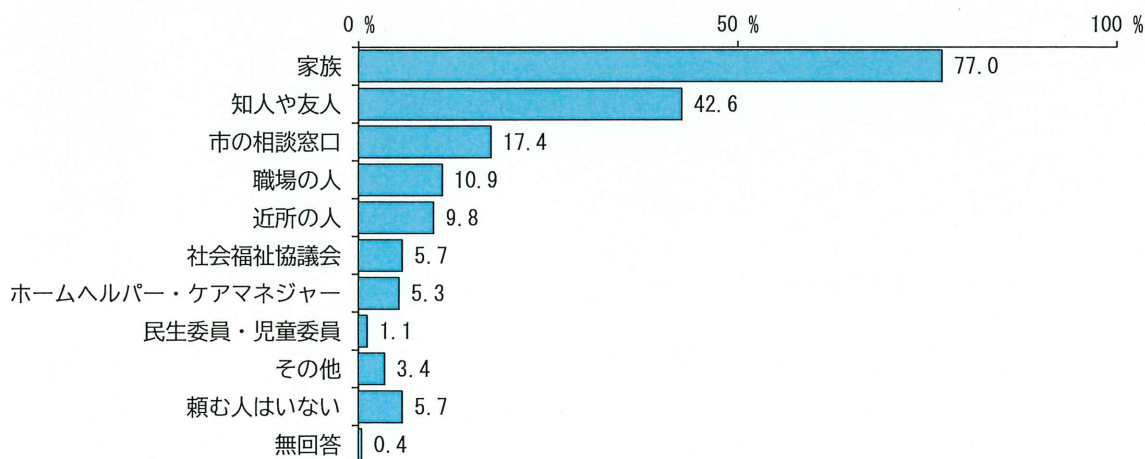
発送数	800
回収数	265
有効回収数*	265
有効回収率	33.1%

※有効回収数とは、回答が著しく少ないものを除いた数です。

(4) 生活上の問題の相談先

生活上の問題の相談先では、「家族」77.0%が最も多く、以下「知人や友人」42.6%、「市の相談窓口」17.4%、「職場の人」10.9%となっています。

図表6：生活上の問題の相談先



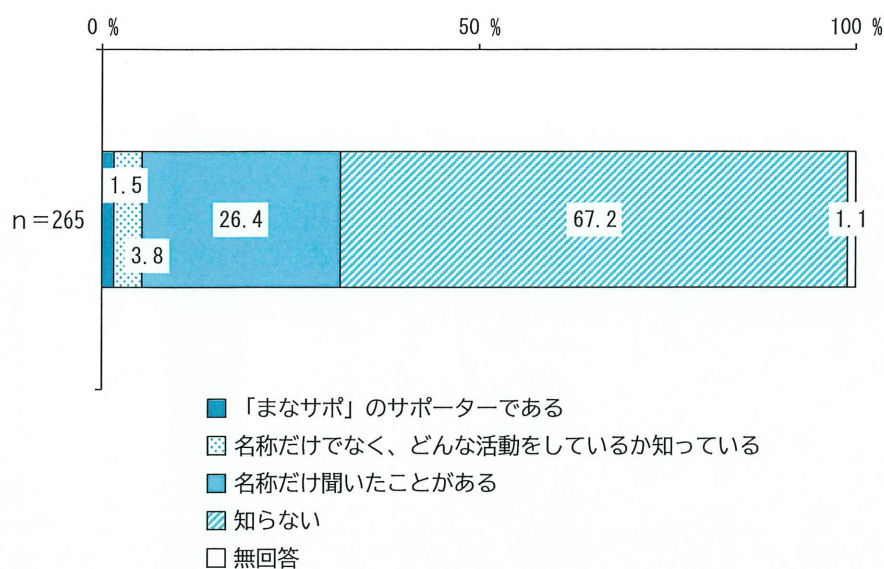
n=265

出典：真鶴町地域福祉に関するアンケート調査

(5) まなサポの認知度

まなサポの認知度では、「知らない」67.2%、「名称だけ聞いたことがある」26.4%となっています。

図表7：まなサポの認知度

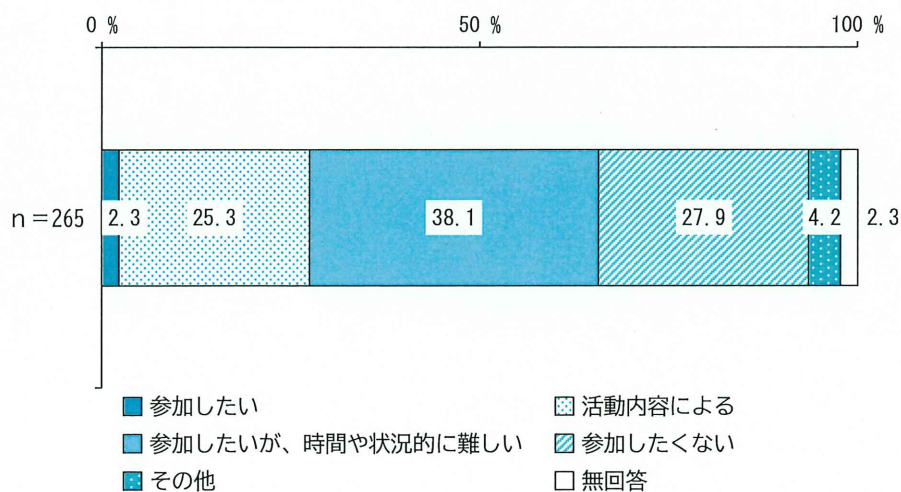


出典：真鶴町地域福祉に関するアンケート調査

(6) まなサポの活動への参加意向

まなサポの活動への参加意向では、「参加したいが、時間や状況的に難しい」38.1%が最も多く、以下「参加したくない」27.9%、「活動内容による」25.3%となっています。

図表8：まなサポの活動への参加意向



出典：真鶴町地域福祉に関するアンケート調査

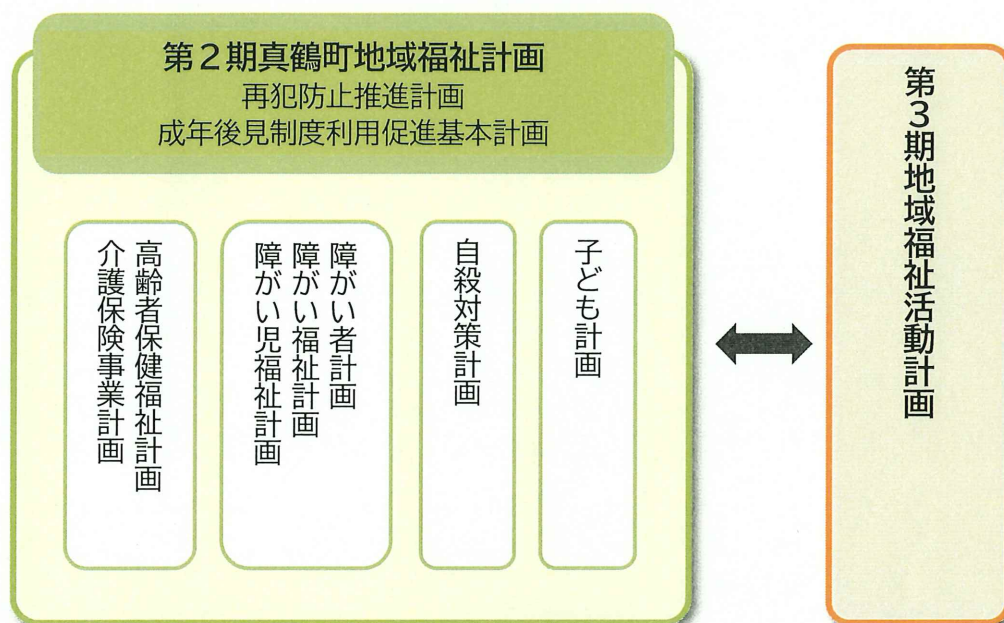
真鶴町地域福祉に関するアンケート調査からまなサポの認知度の低さや相談先の認知度の低さ、多様な相談先を選択するための工夫が課題となっています。第2期真鶴町地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画では、これらの課題を踏まえて、取り組みを進めていきます。

第3章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の体系

1. 基本理念

みんなで支え合い、分かち合う『まち』

少子高齢化が進む中、真鶴町では、“みんなで支え合い、分かち合う”ことで、障がいがあっても、病気になっても、認知症になっても、誰もが地域の中で孤立せず、いきいきと安心して暮らせる『まち』の実現をめざします。



高齢者・障がい者・子どもといった個別分野については、本計画を上位計画として、それぞれの分野別計画において取り組みを推進します。また、それぞれの分野別計画の中には、社会福祉協議会が取り組んでいる分野別の事業が盛り込まれています。

★個別分野別計画と基本理念

真鶴町こども計画

「こども・若者を真ん中に、まちで育ちあう」

真鶴町第4期 障がい者計画・第7期 障がい福祉計画・第3期 障がい児福祉計画

「一人一人の暮らしを支える、やさしい心の醸成と環境づくり」

真鶴町元気・安心・生き生きプラン(高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画)

「みんなで支え合い、分かち合うまち」

真鶴町自殺対策計画

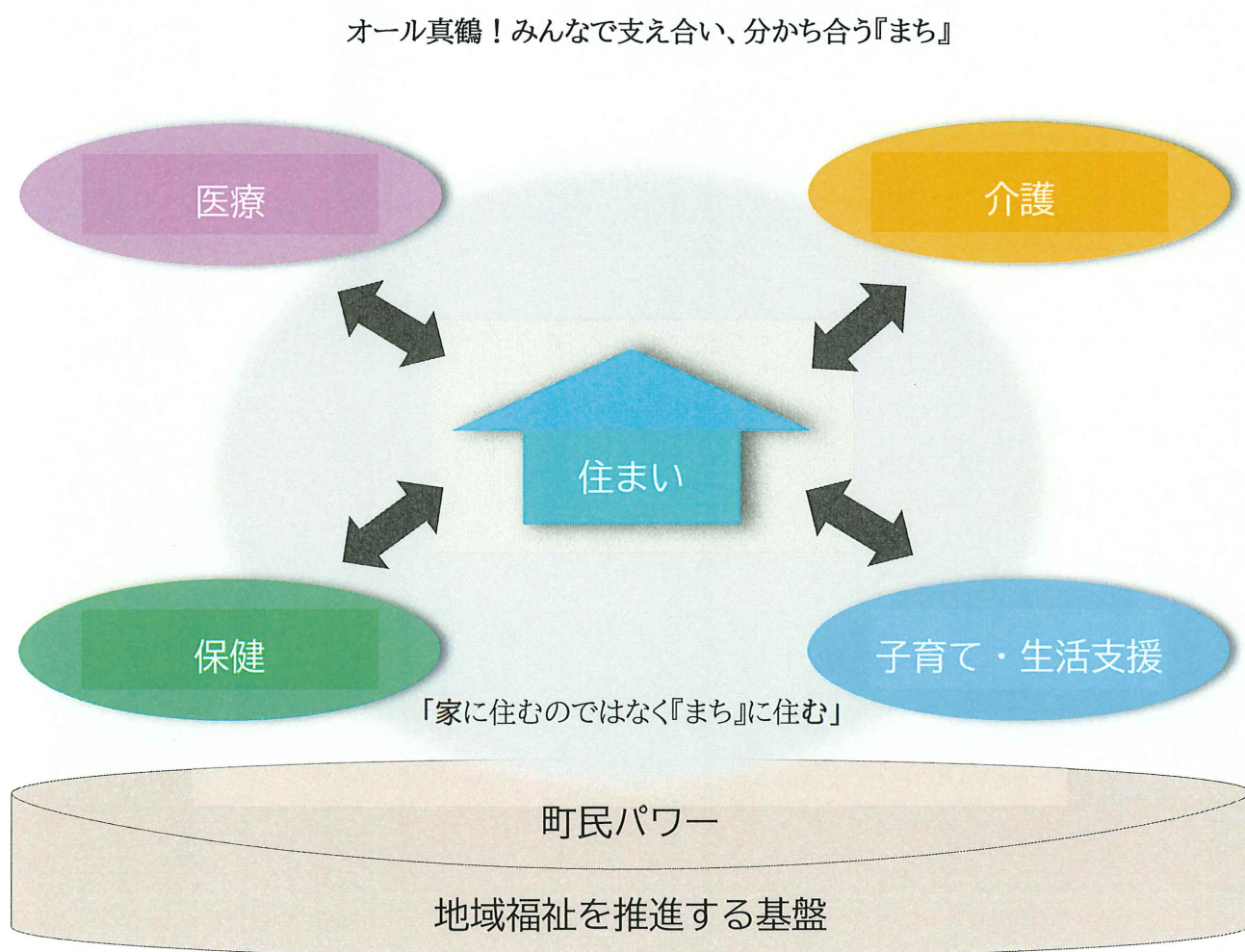
「誰も自殺に追い込まれることのない真鶴町の実現」

2. 基本目標

多世代を包含した地域包括ケアシステムの構築

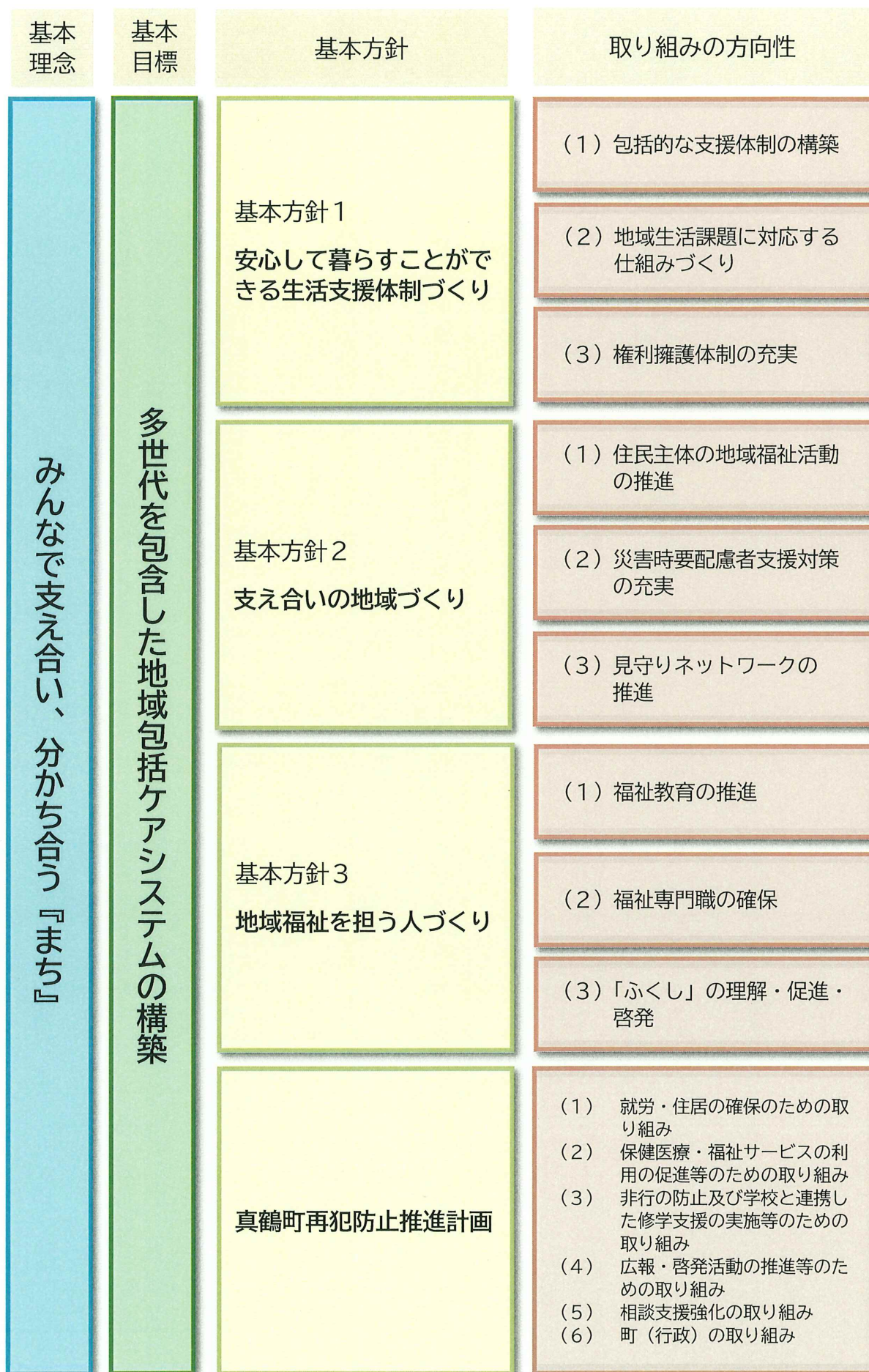
“みんなで支え合い、分かち合う『まち』”の具体的な形として、真鶴町では、子ども、子育て世代、障がい者、高齢者、病気を抱えている人、介護が必要な人、こうした方々を支える人々など、町に住む全ての人を対象とした、独自の地域包括ケアシステムを構築します。

地域包括ケアシステムとは、誰もが住み慣れた『まち』で自分らしい生活を最期まで送れるように町や事業所のみならず町民一人ひとりが協力し合って医療介護保健、多様な生活支援サービスを一体的に提供する地域の体制のことです。



本計画では、地域包括ケアシステムを目標に掲げ、「安心して暮らすことができる生活支援体制づくり」「支え合いの地域づくり」「地域福祉を担う人づくり」の3つの基本方針を柱として優先順位の高い課題を抽出し、具体的な取り組みを定めます。

3.計画の体系



第4章 計画の推進体制

1. 進行管理の体制

① 真鶴町地域福祉計画推進協議会（真鶴町支え合い・分かち合い推進協議会）

計画を円滑かつ着実に推進していくために、社会福祉関係団体などで構成する真鶴町支え合い・分かち合い推進協議会を真鶴町地域福祉計画推進協議会として開催していきます。

この協議会では、必要に応じ計画推進に必要なワーキンググループとして部会を立ち上げ、町民との連携を図りながら、計画の進捗状況の確認や取り組みの評価を行います。

② 3つの基本目標ごとのワーキンググループ

町民参加のもとに真鶴町の地域福祉を推進するために、「安心して暮らすことができる生活支援体制づくり」、「支え合いの地域づくり」、「地域福祉を担う人づくり」の基本方針ごとに、必要に応じ町民や真鶴町、専門機関等のメンバーで構成するワーキンググループとして部会を立ち上げ、具体的な取り組みの方向などを検討します。

また、この計画の下に位置づけられた分野別計画を推進する会議等についても、ワーキンググループ同様に具体的な取り組みの方向などを検討します。

③ 運営事務局

運営事務局は、真鶴町、社会福祉協議会で構成します。真鶴町地域福祉計画推進協議会（真鶴町支え合い・分かち合い推進協議会）やワーキンググループとしての部会の事務局を担い、話し合いをすすめるための準備、各会議間の調整、計画の進行管理など、全体の調整を行います。

2. 進行管理の方法

私たちを取り巻く社会環境は刻一刻と変化しています。そこで、こうした社会状況の変化に素早く対応できるよう、また、基本目標達成に向けて着実に計画を推進できるよう、中間評価を行い、必要に応じて計画の一部修正を行います。評価では真鶴町と社会福祉協議会で取り組みの方向性に対し、振り返りを行います。

町 地域福祉計画

実施計画

基本方針1 安心して暮らすことができる生活支援体制づくり

(1) 包括的な支援体制の構築

真鶴町では、地域包括支援センターによる高齢者からの各種相談や健康こども課による子どもに関する相談を受け付けています。また、社会福祉協議会では、定期的開催される弁護士相談などの専門的な相談、権利擁護支援や生活困窮者支援のための相談窓口も設けられています。

相談窓口は分野別に整備され、相談支援体制は整っているものの、複数の分野にまたがる相談については、支援につながりにくく、福祉分野の連携に加え、分野別の必要な情報共有や多職種による包括的な支援体制が求められています。

具体的な取り組み

- ① 支援が必要な人を早期に発見し、課題が深刻化する前に必要機関につなぐ仕組みをつくり、関係する機関で必要な支援体制を進めていきます。
- ② 効果的な支援ができるよう専門機関と連携する機会をつくり、取り組みへの体制を強化します。
- ③ 分野別の専門的な相談窓口と分野を問わない総合相談の窓口の情報連携を図り包括的な支援体制をつくりまします。

(2) 地域生活課題に対応する仕組みづくり

真鶴町では、ボランティアの育成や地域における交流に加え、生活困窮を伴う複合的な課題が出ています。世帯構造の変化や多様な価値観を持つ人の増加などにより、課題に対応できる人や仕組みが既存制度など、これまでの方法では、隣近所や地域で課題を対処することが難しくなっています。課題の整理を行うとともに、多様化するニーズに対応するための新たな支援やサービス、仕組みを考える必要があります。

具体的な取り組み

- ① 幅広い年代の方が有償ボランティアまなづる協力隊「まなサポ」に参加しやすくなるような仕組みづくりを進めます。
- ② 地域サロンなど年代を問わず参加できる取り組みや「敬老社会福祉大会」など、世代間での交流が活発になるようなイベントの企画などを強化します。
- ③ 生活支援コーディネーターによる新たな地域生活課題へ対応するための仕組みづくりを進めます。
- ④ 複合的な課題や困難な事例に対応する多機関での支援体制をつくり、取り組みを進めます。

(3) 権利擁護体制の充実

地域包括支援センターが権利擁護に関する制度の周知と成年後見制度の利用促進を進め、社会構造の変化による今後の権利擁護のあり方について検討していく必要があります。また、虐待についても研修会を重ね、虐待の早期発見と安心して暮らすことができる支援体制をつくっていく必要があります。

具体的な取り組み

- ①成年後見制度の利用促進に向けた研修、啓発の取り組みを進めます。
- ②虐待の防止や相談体制の充実を図るため、支援者への研修を行っていきます。
- ③再犯防止について社会復帰支援を促進するため、関係機関とともに相談支援体制を強化します。
- ④犯罪被害者支援の条例を制定します。

基本方針2 支え合いの地域づくり

(1) 住民主体の地域福祉活動の推進

真鶴町では地域防災計画を作成し、地域での防災訓練を行うなど防災を通じた住民主体の地域福祉活動を進めています。また、地域サロンや保健・健康相談等の町民参加型活動を主体に、あらゆる世代における心身の健康づくりを推進し、居場所づくりや地域におけるネットワーク強化を通して自殺対策についても考える場が必要です。地域の主体的な活動を支援する場として、地域包括支援センターの活用や世代間交流、移住者との交流を通して各地域が住民主体の地域福祉活動を進め、持続可能な地域づくりを進めていく必要があります。

具体的な取り組み

- ①地域サロンの活動支援を推進します。
- ②地区での居場所づくりや地域におけるネットワーク強化をともに進めます。
- ③地域での防災活動をともに進めます。
- ④地域包括支援センターを活用し、地域や町民の主体的な地域福祉活動を支援していきます。
- ⑤地域活動が促進するよう多世代や移住者が交流できる場づくりを行います。
- ⑥「まなサポ」などのボランティアセンター機能が充実するよう活動を進めます。

(2) 災害時要配慮者支援対策の充実

災害時に要配慮が必要な者（要支援者）の支援は、各地域で関係機関とともに進められています。地域により取り組みの速度は異なりますが、福祉サービスを利用している人については、情報があることから、支援がつながりやすくなっています。一方、地域との交流が希薄で、社会的に孤立状態になっている人やサービスを利用していない人は、地域の中で支援体制を考えることが難しくなっています。地域や福祉サービス提供事業者等、真鶴町、社会福祉協議会などがともに支援体制について考える場と実践の場が必要となっています。

具体的な取り組み

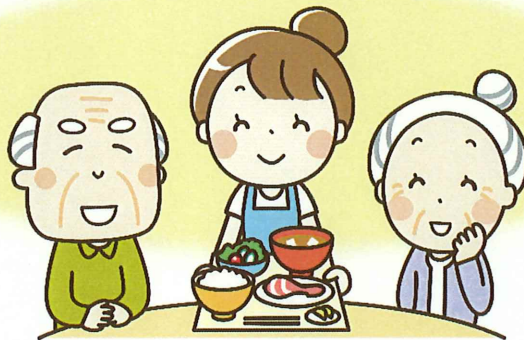
- ①地域とともに多世代交流の場を活用した災害時要支援者の支援について考え、避難訓練の実施などをともに進めます。
- ②避難行動要支援者個別避難支援計画の作成及び個別の避難訓練を地域や関係機関とともに進めます。
- ③必要な資材や機材及び福祉避難所を整え、要支援者の避難支援体制を進めます。

(3) 見守りネットワークの推進

支え合いの地域づくりを進めるため、社会福祉協議会の配食サービス事業に助成等の支援を行うとともに、ボランティアはまゆう会の協力を得て、週1回ひとり暮らしや高齢者だけの夫婦世帯等の見守り活動を目的とした食事サービスを実施しています。地域の中で見守り体制ができるようボランティア活動に協力できる人を増やしていく必要があります。

具体的な取り組み

- ①配食によるボランティア事業を進めていきます。
- ②地域での福祉活動を支援していきます。



基本方針3 地域福祉を担う人づくり

(1) 福祉教育の推進

町全体で支え合い、分かち合う、福祉のこころを醸成する機会と活動の場をつくる必要があります。また、あらゆる世代への福祉教育を進めるため、プログラムの開発と関係機関が一体となった取り組みが必要となっています。

具体的な取り組み

- ① ボランティアについて学習の機会をつくれます。
- ② ボランティア活動の促進について関係機関とともに進めます。
- ③ 「まなサポ」などのボランティアセンター機能の強化を図るため関係機関への支援を行います。

(2) 福祉専門職の確保

認知症や障がいなどの複合課題を抱える人や世帯が増え、住民ニーズが多様化したことにより、一つの制度やサービスだけでは対応が難しくなっています。そこで、多機関による協議の場を設けることが必要となっています。福祉サービスの質の確保と安定したサービスを提供していくため、介護人材の発掘・育成に向けた取り組みを進めていく必要があります。また、専門職が関わる介護と家族等が関わる介護など、介護サービスについて町全体が考えていく必要があります。

具体的な取り組み

- ① 多機関協働による困難事例に対する協議を進めます。
- ② 地域生活課題の解決へ向けた研修を実施します。
- ③ 福祉人材の確保のため職場環境の改善へ向けた支援を事業所とともに考えていきます。
- ④ 福祉人材バンクの紹介やホームページを活用した介護に関する情報を発信します。

(3)「ふくし」の理解・促進・啓発

地域共生社会の実現に向け、町民が将来の地域や福祉について考えることが必要となっています。病気や障がいは特別なものではなく、いつでも誰にでも生じ得るものです。福祉が特別なものではないことや支える側と支えられる側が相互に入れ替わることなどを学ぶことが必要です。したがって、町民がおたがいさまの気持ちを持ってみんなで支えあい、分かち合えるよう、関係機関とともに取り組みを進めていく必要があります。

具体的な取り組み

- ①広報やホームページを活用した啓発を行います。
- ②地域共生社会について研修を行い共に生きる社会について考えていきます。
- ③地域福祉活動計画に参画する個人や団体を関係機関とともに支援していきます。
- ④地域サロンや学校で福祉教育を進めていきます。



真鶴町再犯防止推進計画

再犯防止推進計画とは

国は平成28年12月に再犯防止を進めるための法律「再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」といいます。）」を制定し、神奈川県においても令和6年度から5ヶ年計画で「神奈川県再犯防止推進計画（第2期）」を策定しました。真鶴町においても再犯防止推進法第8条第1項に基づき、「真鶴町再犯防止推進計画」を「第2期真鶴町地域福祉計画」に包含する形で策定し、犯罪や非行をした人が再犯に至らないよう就労・住居・保健・医療・福祉等に関する具体的施策を推進します。

計画の目的

犯罪をした人の中には、貧困、疾病、障がい等、様々な生きづらさを抱えた人が存在しています。そのような人が再び罪を犯すことのないよう社会復帰を支援し、安全・安心な地域社会づくりに寄与することを目的とします。

計画の期間

計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

具体的施策

(1) 就労・住居の確保のための取り組み

- ① 刑務所出所者等の雇用を希望する事業者をサポートする機関である法務省「コレワーク関東」と連携し、就労の確保を支援します。
- ② 犯罪や非行をした人等、また矯正施設出所者等、帰住先のない人に対し、町営住宅への入居についてはその状況に応じ、配慮していきます。

(2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取り組み

- ① 犯罪をした高齢者や障がい者等へ保健・医療・福祉サービスを提供するために、関係機関・団体との連携を図ります。

(3) 非行の防止及び学校と連携した修学支援の実施等のための取り組み

- ① 非行等を理由とする児童生徒の修学の中断を防ぐため、子どもの居場所づくり、悩みを抱える子どもや保護者に対する相談など、児童生徒の非行の未然防止に向けた取り組みを推進します。
- ② 犯罪をした子どもやその家族の支援について、「よこはま法務少年支援センター」をはじめとする関係機関や地域の民生委員児童委員と連携しながら状況に応じた適切な支援を行います。

(4) 広報・啓発活動の推進等のための取り組み

- ① 「社会を明るくする運動強調月間」において、運動を周知するイベントを行うなど犯罪や非行のない明るい地域社会を築くため、犯罪防止と、刑期を終えた人たちの更生に対する地域社会の理解促進に取り組みます。

(5) 相談支援強化の取り組み

- ① 社会福祉協議会等と連携し、刑期を終えた人の自立への支援に向けた相談体制の充実を図ります。
- ② 関係機関との連携を強化し、情報収集や必要に応じた経済的な自立を支援します。

(6) 町(行政)の取り組み

- ① 保護司や保護司会の活動や保護司適任者確保の人材育成等を支援します。
- ② DV や児童虐待の早期発見や適切な対応を図るため、要保護児童対策地域協議会(要対協)等において、かながわ女性の不安・困りごと相談室、小田原児童相談所など関係機関との連携強化を図ります。
- ③ 「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間(7月)」において、広報掲載や保護司との街頭活動等を実施し、犯罪や非行のない安心して安全な明るい地域社会を築くための啓発を行います。
- ④ 犯罪や非行をした人等が少しでも早期に社会復帰し支援ができるよう、刑事司法機関や保健・医療・福祉関係機関・団体等と情報共有を行いながら連携強化を図っていきます。

関係機関		
名称	所在地	電話番号
真鶴町保険福祉課 福祉係	神奈川県足柄下郡真鶴町岩 244 番地の 1	0465-68-1131
真鶴町地域包括支援センター	神奈川県足柄下郡真鶴町岩 244 番地の 1	0465-68-1131
真鶴町社会福祉協議会	神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴 475 番地の 1	0465-68-3313
真鶴町教育委員会事務局	神奈川県足柄下郡真鶴町岩 172 番地の 8	0465-68-1131
コレワーク関東 (東京矯正管区矯正就労支援情報センター)	さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館 1 階	0120-29-5089
よこはま法務少年支援センター (横浜少年鑑別所)	横浜市港南区港南4-2-1	045-845-2333
横浜保護観察所	横浜市中区新港 1-6-1 よこはま新港合同庁舎4階	045-201-1842
かながわ女性の不安・困りごと相談室	鎌倉市大船 1-23-19 秀和第 5 ビル 3 階 B (インクルージョンネットかながわ内)	0467-46-2110
小田原児童相談所	小田原市荻窪 350-1 小田原合同庁舎内	0465-32-8000
小田原警察署(真鶴駅前交番)	神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴 1824 番地	0465-32-0110

社会福祉協議会 地域福祉活動計画

実施計画



基本方針【1】安心して暮らすことができる生活支援体制づくり

(1) 相談支援体制の充実

少子高齢化や人口減少が進むと同時に、共働き世帯の増加など家族の在り方が変わったことで、福祉に関する課題も多様化しつつあります。認知症高齢者や独居高齢者の増加に加え、ひとり親家庭等で悩みや問題を抱える家庭など、従来の高齢者や障がい者、子どもといった専門分野ごとに取り組んできた支援では対応しきれない課題も出てきています。

今後は、生活課題を抱える町民からのあらゆる相談を受け止め、異なる分野の専門職が分野横断的に連携し、切れ目のない支援を実施する必要があります。そのため、日ごろから情報共有を行う機会を作り、互いの役割について理解を深めながら、迅速かつ適切な支援につながる支援体制の強化を図ります。

関連団体協働のネットワーク推進

包括的な相談支援体制の整備に向け、真鶴町や社会福祉協議会の各種事業に関連のある団体・機関とのつながりを活かして多機関が協働するネットワークづくりと体制の強化を図ります。また、複合的な生活課題への支援体制の強化に向けて、地域の中で行われている、既存の会議の場に高齢者、障がい者、子育てなどの様々な分野の専門職の参加を促進します。

【関連事業】

●総合相談事業	福祉・介護サービスの相談・情報提供、苦情対応など専門職（社会福祉士・介護福祉士・介護支援専門員等）による常設相談窓口。また、多様化する町民の相談を受け止められる体制を整備するため、町地域包括支援センター、県保健福祉事務所、県社会福祉協議会ほっとステーション等の関係機関との連携を図る。
●無料法律相談事業	弁護士による法律相談（年3回、6月・10月・2月）
●生活福祉資金貸付事業 （県社会福祉協議会受託事業）	県社会福祉協議会の生活福祉資金の相談、貸付事務を実施。
●たすけあい資金貸付事業	生活保護決定までのつなぎ資金等として、緊急を要する困窮世帯に対して相談と貸付を実施。

(2) 権利擁護支援体制の充実

近年は、世帯構造の変化により、自分らしい生き方を適切に選択、継続するための身上保護や経済的管理などの社会的サポートを親族から支援が受けられない人が増加しています。その人の尊厳や権利が守られ、尊重されることが、地域で安心して暮らすためには重要です。

また、高齢化社会の進展に伴い、成年後見制度の利用が必要な人が増えているものの成年後見制度の周知が十分に行き届いておらず、利用が進んでいない状況です。そのため、法人後見制度の活用も視野に入れるなど、判断能力に不安のある人が適切に諸制度を利用できる仕組みづくりが必要です。

権利擁護センター事業

生活のしづらさを感じている方や家族、お金のことで困っている方、認知症や障がいにより判断能力が十分ではない方に向けて、日常生活上の様々な困りごとについて相談窓口を開設して支援します。さらに、生活困窮に関わる支援については専門機関につなぎ、個々の状況に応じた包括的かつ切れ目のない支援体制を構築し自立を支援します。

【関連事業】

●総合相談事業(再掲)	福祉・介護サービスの相談・情報提供、苦情対応など専門職(社会福祉士・介護福祉士・介護支援専門員等)による常設相談窓口。また、多様化する町民の相談を受け止められる体制を整備するため、町地域包括支援センター、県保健福祉事務所、県社会福祉協議会ほっとステーション等の関係機関との連携を図る。
●無料法律相談事業(再掲)	弁護士による法律相談(年3回、6月・10月・2月)
●日常生活自立支援事業(県社会福祉協議会受託事業)	日常的な金銭管理などの権利擁護のために、ご本人との契約に基づき専門員・生活支援員による利用支援を実施。また、各関係機関との連携を図り、事業を推進する。契約締結審査会は県開催。



基本方針【2】支え合いの地域づくり

(1) 災害時における支援体制

近年、地震や台風、大雨などの大規模な自然災害が数多く発生しています。それにより、災害時に地域でたすけあう仕組みづくりとして、日々の交流や災害時の安否確認、避難支援体制の強化が求められています。さらに、要配慮者が安心して避難することができるように福祉避難所の指定などの取り組みを進めるとともに、日頃から地域防災について話し合う機会を設け、防災訓練などへの参加や啓発のためのあいさつ、声掛けをする体制の整備が必要となっています。

【関連事業】

●災害ボランティアセンター運営についての情報収集・検討	災害時に必要となるボランティアセンターの運営について、行政との情報交換や関係機関の研修等から運営マニュアルの作成や対応を検討。また、2市8町社会福祉協議会災害時災害ボランティアセンターに関する相互支援協定を締結しており、西湘地区においても災害ボランティア担当者会議を必要時に開催。
●災害時ボランティアセンター運営ネットワークと連携	災害時に必要なボランティアセンターの運営のため、県内社会福祉協議会間のネットワークを活用し、県社会福祉協議会の共用資機材の利用や他市町村社会福祉協議会の人材支援をうけるとともに、県共同募金会の災害準備金支援を活用する。



(2) 住民主体の地域福祉活動の推進

住民・世帯が抱える課題が複雑化し、解決が困難になる背景として、社会的孤立などつながりの希薄化があります。そのため、町民一人ひとりが地域と結びつきを深めることが重要になっています。地域とつながり、社会参加がしやすくなるように伴走型支援と活動の場の充足が必要です。地域福祉を推進する上で、公的な福祉制度の充実と住民による助け合いの両者が必要です。そのためには福祉・教育・医療・保健等にかかわる人たちをはじめ、住民によるボランティア等が一体となって進める必要があります。

【関連事業】

●地域支え合い分かち合い事業	行政を中心に社会福祉協議会・地域・関係団体が連携し、町内4地域における地域サロンの開催や高齢者援護事業の運営及び協力。また、同時に生活支援コーディネーター養成や担い手の発掘・育成をしていく。
●ボランティアグループの活動促進助成	ボランティアグループの活動助成と援助。
●ボランティア講座・研修会の開催、ミーティングの企画	ボランティアの育成と充実を図るため講座や研修会を開催するとともに、町内福祉関係ボランティアグループ間の情報交換・連絡調整を通して、顔の見える関係づくりと相互のネットワーク形成を図る。
●ボランティアの発掘と登録の促進	人材資源を有効に活用するため、福祉ボランティアの発掘と登録を行い、活動につなげる。また、生涯学習や趣味的な活動をされている団体にもサロン活動等への参加を呼びかけ、登録を推進。
●ひとり暮らし高齢者等食事サービス事業(町補助事業)	ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯等に対し、週1回火曜日に昼食をボランティアの手渡しにより配達するサービスを実施(孤独感の解消、安否確認)。
●地域サロン事業(町補助事業)	高齢者を中心に町民誰もが参加でき、多世代の居場所となるよう、町内4地域において介護予防体操の実施や気軽にお茶飲みしながらボランティアや町民同士がふれあいの中で社会参加の促進やつながりができることを目的に地域サロン(「真輪」「和楽」「きずな」「和み」)を実施するとともに、サロンでの相談機能や実施内容の充実を図る。また、健康マージャンを中心に、楽しい時間を過ごせる場所を提供しながら、町民が気軽に相談できることを目的に地域サロン「にこにこ」を実施する。
●まなづる協力隊「まなサポ」への支援	在宅要援護高齢者を支援するまなづる協力隊「まなサポ」の活動の支援及び担い手の発掘への協力。
●敬老社会福祉大会への学生ボランティアの参加	敬老社会福祉大会への参加を通して、多くの人と関わる中でボランティア活動への意欲や興味を深める。

基本方針【3】地域福祉を担う人づくり

(1) 人権教育・福祉教育の推進

真鶴町には、高齢者や障がい者、子ども、外国人など様々な人が暮らしており、地域のすべての人がその一員として、その人らしく、いきいきと暮らしていくためには、町民一人ひとりが思いやりの心を持つことや互いに尊重することが重要です。支え合い、分かち合う意識を育むとともに、福祉や人権について知識を身につけることが大切です。

【関連事業】

●小中学生福祉作文コンクールの実施	町内の小中学校の協力のもと、地域に対する意識啓発を図り福祉への理解と関心を高めることを目的に実施し、入選作品については敬老社会福祉大会の式典にて表彰を行う。
●敬老社会福祉大会への学生ボランティアの参加（再掲）	敬老社会福祉大会への参加を通して、多くの人と関わる中でボランティア活動への意欲や興味を深める。
●福祉介護体験の実施	学校との協同により、児童生徒への福祉に対する感性や支え合い・分かち合いの心の醸成を目的に実施。

(2) 福祉活動への意識の形成

真鶴町には、様々な生活上の課題を抱え、支援や配慮を必要とする人がいることを理解した上で地域の生活課題について知り、さらには自分の個性に気づき、地域福祉活動において自分のできることについて考え、主体的に福祉活動に参画する意識を育むことが必要です。

【関連事業】

●敬老社会福祉大会への学生ボランティアの参加（再掲）	敬老社会福祉大会への参加を通して、多くの人と関わる中でボランティア活動への意欲や興味を深める。
●広報誌の発行	社会福祉協議会事業や活動を紹介することで町民のサービス利用等を広め、PRを図る（社会福祉協議会まなづる年3回、かわら版年2回）。
●真鶴町社会福祉協議会ホームページの管理・更新	社会福祉協議会活動をより多くの町民の方々等に紹介して、理解を深めていただくための最新情報を提供。

(3) 地域福祉活動の担い手育成と活動の場づくり

真鶴町では、高齢者・障がい者・子ども等の交流の場、活動拠点として地域包括支援センターをはじめ各地区の町民館、小・中学校など公共施設、地区の集会所など活用することができます。地域で住民同士が交流し、様々な団体が活動するためには、各地域における社会資源を有効に活用しながら、地域福祉活動の拠点をつくっていくことが重要です。より活発な地域活動や地域での見守りが行えるよう、身近な場所で参加できる機会を増やしていくことが必要となっています。

【関連事業】

<p>●地域支え合い分かち合い事業(再掲)</p>	<p>行政を中心に社会福祉協議会・地域・関係団体が連携し、町内4地域における地域サロンの開催や高齢者援護事業の運営及び協力。また、同時に生活支援コーディネーター養成や担い手の発掘・育成をしていく。</p>
<p>●真鶴町地域包括支援センターの運営</p>	<p>真鶴町より地域包括支援センターの運営を受託し、介護保険事業に限らず、高齢者への支援、援助に取り組んでいく。</p>
<p>●地域サロン事業(町補助事業)(再掲)</p>	<p>高齢者を中心に町民誰もが参加でき、多世代の居場所となるよう、町内4地域において介護予防体操の実施や気軽にお茶飲みしながらボランティアや町民同士がふれあいの中で社会参加の促進やつながりができることを目的に地域サロン(「真輪」「和楽」「きずな」「和み」)を実施するとともに、サロンでの相談機能や実施内容の充実を図る。また、健康マージャンを中心に、楽しい時間を過ごせる場所を提供しながら、町民が気軽に相談できることを目的に地域サロン「にこにこ」を実施する。</p>

(4) 地域福祉推進のための団体との連携と協働

著しい人口の減少と少子化が進展する真鶴町においては、ボランティアを含め人材の確保の困難さが浮き彫りになってきました。町内の福祉団体その他多くの団体においても、会員の減少から活動の弱体化、活動の休止から解散に至る団体が現れていることから、特に福祉関係団体の活動の連携やより一層の支援を図っていく必要があります。

【関連事業】

●福祉活動団体との連携と支援事業	町内各種団体の育成、活動の推進を図ることを目的とした活動費の助成を実施。
●食糧支援事業等の充実	町内外の個人又は団体、企業等から提供された食料品等を、ひとり親家庭や生活困窮者への支援及び子ども食堂等に提供し活動を支援しています。
●共同募金運動の推進	共同募金会町支会においては、「赤い羽根募金」及び「年末たすけあい募金」運動を実施し、福祉のまちづくりの推進を図るとともに、共同募金の配分金を町内福祉団体などの活動をサポートするための助成及びひとり親家庭や障がい者を支援する事業に活用しています。



地域福祉活動計画とは

地域住民やボランティア団体、福祉や介護の事業者等の民間団体が相互に協力して地域福祉を推進していくことを目的とする民間の活動・行動計画で、市町村が策定する「地域福祉計画」との整合性を図りながら、社会福祉法第109条の規定で地域福祉の推進役として位置づけられた社会福祉協議会が中心となって策定するものです。

資料



1. 第2期真鶴町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に基づく地域福祉計画及び同法第109条の規定に基づく真鶴町社会福祉協議会が定める地域福祉活動計画を策定するために、第2期真鶴町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)の設置、運営等に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、第2期真鶴町地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に関することを協議する。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 行政及び教育関係の職員
- (2) 社会福祉協議会
- (3) 民生委員児童委員協議会
- (4) 自治会
- (5) 医療介護関係団体
- (6) 高齢者関係団体
- (7) ボランティア関係団体
- (8) その他町長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(報償の支給)

第7条 委員が委員会の会議に出席するときは、予算に定める範囲内で報償を支給することができる。ただし、委員が地方公共団体の職員であるときは、報償を支給しないものとする。

(意見等の聴取)

第8条 委員長は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、真鶴町保険福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

2. 計画策定委員名簿

要 綱 区 分		所 属 等	役 職	氏 名
1	行政及び教育関係の職員	真鶴町	副町長	大塚 伸二
		真鶴町教育委員会	教育長	瀬瀬 仁志
2	社会福祉協議会	真鶴町社会福祉協議会	会長	長谷川 勝己
3	民生委員児童委員	真鶴町民生委員児童委員協議会	副会長	佐藤 又左衛門
4	自治会	真鶴町自治会連合会	会長	朝倉 隆
5	医療介護関係団体	真鶴町国民健康保険診療所	事務長	須藤 洋平
		ナーシングホーム真鶴	管理者	杉田 謙太郎
6	高齢者関係団体	真鶴町老人クラブ連合会	会計	田所 仙子
		真鶴町シルバー人材センター	事務局長	松本 宣夫
7	ボランティア関係団体	ボランティアはまゆう会	代表	松本 紀子
8	その他町長が必要と認める者	真鶴地区保護司会	庶務	岩本 祐子
		真鶴町商工会	会長	藪田 徹也

真鶴町 第2期 地域福祉計画・第3期 地域福祉活動計画

発行日 2026年 3月

発行 真鶴町・真鶴町社会福祉協議会